令和6年度

藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金 申請の手引き

補助金の申請等をする際には、この手引きを必ずご確認の上、申請してください。

ご不明な点がある場合には、<u>メール</u>にてお問い合わせください。

<問い合わせ先>

藤沢市 介護保険課 企画・事業所担当

e-mail: fj-kaigo-j@city.fujisawa.lg.jp

※メールのタイトルに「【外国人介護職員受入補助金】」と明記し、質問 内容を本文に記載してください。

2024年(令和6年)4月作成

目次

1	事業の概要	3
2	補助対象者	3
3	補助対象となる外国人介護職員	3
4	補助対象事業及び補助対象経費等	4
5	申請方法	7
6	変更交付申請	8
7	実績報告等	9
8	補助金の申請から交付までの流れ	9
9	よくある質問	10
1	0 藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金交付要綱.	14

1 事業の概要

藤沢市では、広く介護人材の確保につなげる取組のひとつとして、外国人介護職員を新たに受入れる藤沢市内の介護サービス事業所に対し、経費の一部を助成します。

2 補助対象者

市内で次の介護サービス事業を運営する法人

サービスの種別	事業所の種別		
介護保険施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院		
指定居宅サービス	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、		
	短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護		
指定介護予防サービス	介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生		
	活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設		
	入居者生活介護		
指定地域密着型サービ	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多		
ス	機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着		
	型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施		
	設入所者生活介護、複合型サービス		
指定地域密着型介護予	介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能		
防サービス	型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護		

3 補助対象となる外国人介護職員

次のいずれかの在留資格により滞在する外国籍の者であって、補助対象者が直接雇用し、2に掲げる種別の介護サービス事業所において介護職員として勤務している者又は勤務を予定している者(以下、「外国人介護職員」という。)

【在留資格】

留学

(介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設又は日本語学校に在籍 している者)

- 技能実習
- · 特定技能
- 特定活動(経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者)
- ・ 特定活動(4か月・就労可)

4 補助対象事業及び補助対象経費等

2024年(令和6年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までに 実施する、次の表の「補助対象事業」について、それぞれ「補助対象経費」欄に定 める経費を助成します。

注意事項

- 必ず事業着手前に交付申請書等を提出してください。
- 補助対象経費の支払いは、補助金交付決定後に行ってください。
- <u>2024年(令和6年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日までに</u> 支払いを行った経費が補助対象です。
- 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除きます。
- 外国人介護職員が負担する経費(給与等からの天引きを含む。)は対象外です。
- 補助金の交付は、外国人介護職員1人につき1回限りです。

補助対象 事業	補助対象経費	補助金額	補助対象 期間
居住費	外国人介護職員の居住費(共益	1人あたり	外国人介護職員
<u>※P5 参照</u>	費含む。)として、受入事業所	上限月額1万円	を雇用した日か
	が負担した経費		ら、雇用した日
	※ただし、外国人介護職員が負	ただし、 <u>外国人留</u>	の属する月から
	担する額は除く。(受入事業	学生については、	起算して6月後
	所が負担した経費から外国人	補助対象経費が1	の月末まで
	介護職員が負担した額を控除	人あたり月額3万	
	した経費が補助対象)	円を超える部分に	
	※外国人留学生については、神	ついて月額1万円	
	奈川県の外国人留学生奨学金	を上限とする。	
	等支給支援事業費補助の対象		
	<u>となる経費</u>		
生活必需	外国人介護職員を新たに受入れ	1人あたり	外国人介護職員
品費	るにあたって必要な費用とし	上限5万円	を雇用した日の
<u>※P6 参照</u>	て、受入事業所が負担した経費		属する月の前月
	(消耗品費、教材費、備品購入	※外国人介護職員	から、雇用した
	費等)であって、市長が必要と	1人につき	日の属する月か
	認めた経費(消費税及び地方消	1 回限り	ら起算して6月
	費税を除く。)		後の月末まで

外国人介護職員を雇用した日から、雇用した日の属する月から起算して6月後の月末まで

※補助対象期間には、雇用日当日を含みます。

●例:雇用した日が 4月1日の場合(月初であれば最大の6か月となります。)



●例:雇用した日が 4月の月途中(例:4/20)の場合(初月は日割りとなります。)



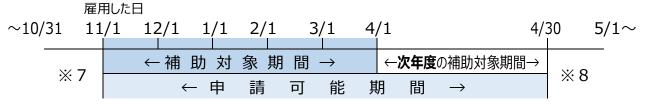
※1~4 補助対象期間外

- ※申請可能期間が年度跨ぎとなる場合でも、「交付申請→支払→実績報告」を同一年度内に実施する必要があります。
- ※本事業が次年度も同様に実施されるかどうかについては未定であり、また実施される場合でも補助対象者、対象となる 経費や補助率が変更となる可能性があります。

●例:雇用した日が 10 月の月途中(例:10/20)の場合(初月は日割りとなります。)



●例:雇用した日が 11月1日の場合(補助額は申請年度に属する月の居住費のみとなります。)



●例:雇用した日が 3月の月途中(例:3/20)の場合 (補助額は申請年度に属する月の居住費のみとなります。) 締結日



※5~10 補助対象期間外

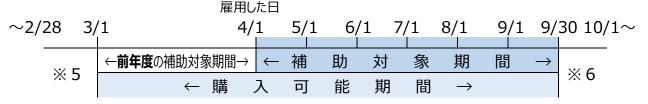
外国人介護職員を雇用した日の属する月の前月から、雇用した日の属する月から起算して6月後の月末まで

●例:雇用した日が5月1日の場合 雇用した日 5/1 6/1 7/1 8/1 9/1 \sim 3/31 4/1 10/1 10/31 11/1~ 間 ← 補 助 対 期 象 **%** 2 **%** 1 ← 購 入 能 期 間 可 ●例:雇用した日が**5月**の月途中(例:5/15)の場合 雇用した日 5/1 5/15 6/1 7/1 9/1 10/1 \sim 3/31 4/1 8/1 10/31 11/1~ 助 期 ← 補 対 象 間 **※** 4 **%** 3 能 間 ← 購 入 期 可

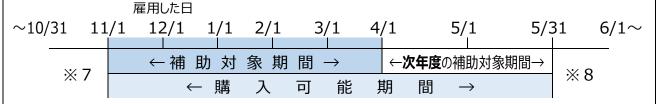
- ※購入可能期間が年度跨ぎとなる場合でも、「交付申請→購入→実績報告」を<u>同一年度内に実施する必要があります</u>。
- ※本事業が次年度も同様に実施されるかどうかについては未定であり、また実施される場合でも補助対象者、対象となる 経費や補助率が変更となる可能性があります。

●例:雇用した日が4月1日の場合

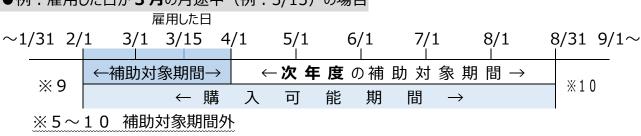
※1~4 補助対象期間外



●例:雇用した日が 12月1日の場合



●例:雇用した日が3月の月途中(例:3/15)の場合



5 申請方法

事業着手日(※)の10営業日前までに郵送又は持参にて介護保険課に次の必要 書類を提出してください。

※事業着手日

- 事業所又は運営法人が居住費・生活必需品費を支払う日です。
- すでに事業着手日を過ぎている場合や、事業着手日が申請年度の4月1日よりも前の日となる場合は、補助対象とはなりません。

【提出書類】

- (1) 申請書(第1号様式)
- (2) 外国人介護職員受入支援事業補助金內訳書(交付申請用)(第2号様式)
- (3) 外国人介護職員受入支援事業補助対象者個票(交付申請用)(第3号様式)
- (4) 在留カードの写し
- (5) 【技能実習生のみ】技能実習計画書及び技能実習計画認定通知書の写し
- (6) 【特定技能のみ】特定技能外国人支援計画書の写し
- (7) 【EPAのみ】マッチングの成立したことが確認できる書類の写し
- (8) 外国人介護職員との関係を示す証明書等(雇用契約書等)
- (9) 【居住費のみ】家賃等の金額が確認できる書類(賃貸借契約書の写し等)
- (10) 【生活必需品のみ】品名及び金額が確認できる書類(見積書等)

注意事項

- 必ず事業着手前に交付申請書等を提出してください。
- 補助対象経費の支払いは、補助金交付決定後に行ってください。
- <u>2024年(令和6年)4月1日から2025年(令和7年)3月31日ま</u>でに支払いを行った経費が補助対象です。
- 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除きます。
- 外国人介護職員が負担する経費(給与等からの天引きを含む。)は対象外です。
- 補助金の交付は、外国人介護職員1人につき1回限りです。
- 市の予算額に達するまでは、再度申請できます。(市の予算の上限額に達した場合は、申請受付を終了します。)
- <u>補助対象事業の内容・金額等に変更があった場合には、変更承認申請が必要となります。</u>

6 変更交付申請

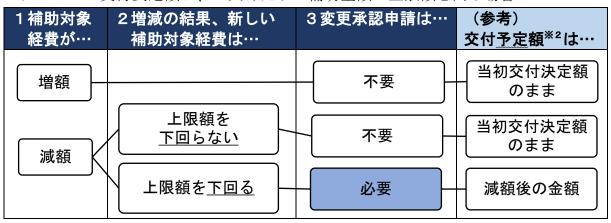
補助対象事業の内容・金額等に変更があった場合には、変更承認申請を行ってください。

【提出書類】

- (1) 藤沢市外国人介護職員受入支援事業計画変更承認申請書(第5号様式)
- (2) 外国人介護職員受入支援事業補助金内訳書(交付申請用)(第2号様式)
- (3) 外国人介護職員受入支援事業補助対象者個票(交付申請用)(第3号様式)

※1 増減率= (申請時の補助対象経費-変更後の補助対象経費) ÷申請時の補助対象経費

パターン1:交付決定額が、1人あたりの補助金額の上限額と同じ場合



パターン2:交付決定額が、1人あたりの補助金額の上限額を下回っている場合



※2 交付予定額は申請後、市で審査・決定するため、あくまで参考としてください。

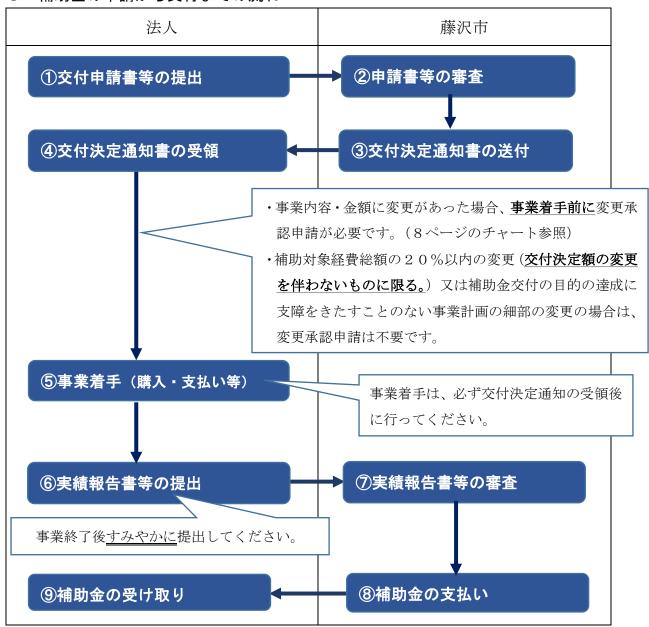
7 実績報告等

事業終了後、次の書類を介護保険課に提出してください。

【提出書類】

- (1) 完了届兼実績報告書(第7号様式)
- (2) 外国人介護職員との雇用契約書
- (3) 外国人介護職員受入支援事業補助金內訳書(実績報告用)(第8号様式)
- (4) 外国人介護職員受入支援事業補助対象者個票(実績報告用)(第9号様式)
- (5) 住民票の写し
- (6) 居住費及び生活必需品費を申請者が負担したことが確認できる書類(領収書の写し等)

8 補助金の申請から交付までの流れ



9 よくある質問

番号	質問	回答	
(1)補助対象事業・補助対象経費			
ア	雇用する外国人介護職員の住まい	の住まい申請可能です。	
	が藤沢市外ですが、申請可能です	就労先が藤沢市内の介護サービス事業所	
	か。	である必要があります。	
1	ルームシェアをしてもらう予定で	補助対象経費はルームシェアする人数で	
	す。注意点等ありますか。	案分してください。	
		居住費 例:月7万円の家賃の場合	
		留学生以外の場合	
		7万円÷2人 (ハームシェアする人数)	
		=3万5千円(補助対象経費)	
		→1万円(補助金申請額)※上限額	
		留学生の場合	
		7万円÷2人 (ハームシェアする人数)	
		=3万5千円(補助対象経費)	
		→5千円(補助金申請額)※控除分差し引き後	
		生活必需品	
		1万円(税抜)の炊飯器の場合	
		1万円÷2人(ハームシェアする人数)	
		=5千円(補助対象経費及び補助金申請	
		額)	
		※1人1つずつ使用するもの(例:ふとん	
		等) については、人数で案分する必要はあ 、、、、、	
		りません。	
ウ	家賃の支払いが2か年度にまたぎ	本年度分の家賃として本年度に支払いが	
	ます。どのように申請すればいい	完了した月の家賃が対象となります。	
	ですか。	例:令和6年2月~7月分の家賃	
		2月~3月分→対象外	
		4月~7月分→令和6年度分	
	ルゲルボロル・マングラナス・	として申請可	
工	生活必需品について、前年度中に		
	上限額未満で申請し交付決定され		
	ました。当該年度において上限額		
	の残額分を申請してもいいです		
	か。		

才	生活必需品を購入ではなく、レン	対象となります。	
	タルした場合、対象となりますか。		
カ	生活必需品は新品ではなく、中古	対象となります。	
	品でも対象となりますか。		
キ 生活必需品の購入に係る「設置費 本事業の補助対象となる生活		本事業の補助対象となる生活必需品を購	
	用」「配送費用」は対象となります	入に伴って生じる「設置費用」「配送費用」	
	か。	については、補助対象となり得ます。	
		ただし、「設置費用」であっても、「設置場	
		所の整備工事」や「基礎工事」などは対象	
		外です。	
		また、「補助対象外の品目を併せて購入し	
		た場合の配送費用」や「代引き手数料」な	
		ども対象外です。	
ク	すでに購入済の生活必需品を設置	「設置費用」「工事費用」のみの場合は、	
	する場合にかかる「設置費用」「工	対象外です。	
	事費用」は対象となりますか。		
(2	2) 交付申請		
ケ	交付申請書はいつまでに提出すれ	遅くとも外国人介護職員を雇用する10	
	ばいいですか。	日前を目安に交付申請書を提出してくだ	
		さい。市で審査後、交付決定通知書を送付	
		しますので、交付決定通知書受領後に着	
		手をしてください。	
		なお、年度途中に予算額に達した場合は、	
		受付を終了します。	
コ	申請にあたり、在留カードの写し、	申請時点で用意できない場合は、添付し	
住民票の写しを現時点で用意できなくて		なくて構いませんが、後日追加で提出し	
		てください。また、いつ頃提出可能かを事	
	いですか。	前にお伝えください。	
サ	サ 生活必需品費を申請するにあた 申請書に記載するものは、補助		
り、用意する生活必需品をすべてして用意する生活必需品のみ		して用意する生活必需品のみで構いませ	
	記載する必要がありますか。	ん。	
		例えば、1人に対して6万円の冷蔵庫を	
		用意する場合は、申請上限額は5万円な	
		ので、冷蔵庫のみの記載で構いません。	

シ 生活必需品費の申請にあたり、「品 名及び金額が確認できる書類(見 積書等)」は、当該商品について、 販売業者ごとの価格が一覧となっ て掲載されているインターネット サイト等の画面ハードコピーでも 構いませんか。

基本的には、実績報告時に提出する領収 証等の発行元(購入先)と金額の整合性を とる必要があります。

したがって、今回の質問の場合は、左記のインターネットサイト等で購入先を決めた上で、購入先のインターネットサイトにおいて品名及び金額が確認できる画面ハードコピーを用意してください。

ス インターネットサイトで購入しよ うとしたところ、購入先の店舗の ポイントが付与されるようです。 これはどのように取り扱えばよい ですか。 付与される予定のポイントは、割引と同様に取り扱い、補助対象金額から控除してください。

セ E P A 介護福祉士候補者について、「マッチングの成立したことが確認できる書類の写し」は、具体的にどのような書類を用意すればいいですか。

国際構成事業団のマッチング専用ウェブサイトにおいて、受入施設と就労希望者の双方から同意がとれていることを示す画面をハードコピーしたものを提出してください。既に雇用契約書がある場合は、当該雇用契約書の写しでも構いません。

ソ 事業着手届を提出する必要はあり ますか。 令和4年4月1日改正において、提出不要となりました。

(3) 交付決定後~実績報告

タ 交付決定を受けた補助対象事業等 を、都合により実施しなくなった 場合(取り下げたい場合)、どのよ うな手続きが必要ですか。 変更承認申請をしてください。実施をしないこととなった場合(取り下げたい場合)は、交付金額を0円として申請してください。

チ どのような場合に、「変更承認申請」が必要なのかがわかりません。

次の「軽微な変更」に該当する場合を除 き、変更承認申請書の提出が必要です。

●8ページの「変更申請が 必要かどうか」のチャー トをご確認ください。

【軽微な変更】

- ●チャートを見ても判断つかない場合や、<u>金額以外の変更</u>の場合は、お問い合わせください。
- ①交付決定額の変更を伴わない、補助対 象経費総額の20%以内の変更
- ②補助金交付の目的の達成に支障をきた すことのない事業計画の細部 補助金の交付決定額に変更が生じる場合 には、事業着手前(購入前)に変更承認申 請書の提出が必要です。申請に必要な書 類は、「様式集」をご確認ください。

	ツ	実績報告はいつまでに提出すれば	事業完了後すみやかに提出してくださ	
		いいですか。	٧١°	
3	テ	居住費・生活必需品のどちらも交	申請いただいた事業の最後の支払いが終	
		付申請を行ったのですが、どのタ	わった日からすみやかにご提出くださ	
		イミングで実績報告を提出すれば	٧٠°	
		よいですか。	(例) 生活必需品の購入日 (支払い):	
			7/20、居住費の対象月の最終月分支払い	
			日(7月~1月分): 12/25の場合	
			→居住費の最終支払日 12/25 以降速やか	
			に提出してください。	
	7	領収書がないのですが、どうした	原則として領収書の添付が必要なため、	
		らよいですか。	支払い先に領収書の発行を依頼してくだ	
(例:クレジットカード、口座振 さい。やむを得ず発行ができた		さい。やむを得ず発行ができない場合は、		
込、 払込取扱票等で支払った。領		込、 払込取扱票等で支払った。領	金額・日付等が記載された、支払いの事実	
収書を紛失してしまった。など。)		収書を紛失してしまった。など。)	が証明できる書類(振込に係る利用明細	
			書等)をご提出ください。1 枚で網羅でき	
			ない場合は、複数の書類を組み合わせて	
			提出してください。	
	ナ	実績報告を提出してから補助金を	概ね1か月程度です。申請書類に不備が	
		もらえるまで、どのくらい期間を	あれば、さらに時間を要します。	
		要しますか。		
1			1	

10 藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金交付要綱

令和2年 6月10日制定 令和3年 4月 1日改正 令和3年10月 1日改正 令和4年 4月 1日改正 令和6年 4月 1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内の介護事業所を運営する法人に対し、外国人介護人材 の雇用等が円滑に行われることを目的に、外国人介護職員の受入れに要する経費の 一部を、予算の範囲内において助成することについて、藤沢市補助金交付規則(昭和35年藤沢市規則第11号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要 な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定 めるところによる。

(1) 受入事業所

介護保険法(平成9年法律第123号)(以下「法」という。)第115条の32に定める介護サービス事業者が運営する次の表に掲げる事業所又は法115条の45第1項第1号口に定める第1号通所事業を実施する事業所であって、市内に所在し、外国人介護職員を介護従事者として新たに雇用する事業所をいう。

3 . 3 . 66 83		
サービスの種別	事業所の種別	
介護保険施設	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院	
指定居宅サービス	特定施設入居者生活介護、通所介護、通所リハビリテーシ	
ョン		
指定介護予防サー 介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防通所リハデス テーション		
ービス	活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地	
	域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能	
型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護		
指定地域密着型介	介護予防認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応	
護予防サービス	型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	

(2) 介護従事者

受入事業所において介護サービス事業に従事し、サービス利用者に対する介護を行う者をいう。

(3) 日本語学校

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)に規定する日本語教育機関をいう。

(4)介護福祉士養成施設

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1 号に規定する学校又は養成施設をいう。

(5) 外国人介護職員

次のアからオのいずれかに該当する者をいう。

ア 外国人留学生

入管法別表第一の四の表の上欄に掲げる留学の在留資格をもって在留する者であって、介護福祉士資格の取得を目指し、介護福祉士養成施設又は日本語学校に在籍している外国籍の者をいう。

イ 外国人技能実習生

入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の技能実習の資格をもって在留する者であって、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に基づき、受入事業所によって雇用される者をいう。

ウ 特定技能外国人

入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる外国人の特定技能の資格をもって在留する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。

工 特定活動外国人

出入国在留管理庁が示す『「特定技能1号」に移行予定の方に関する特例措置 について』により、特定活動(4か月・就労可)の資格をもって在留する者で あって、受入事業所によって雇用される者をいう。

オ 経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者

「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」、「経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定」又は平成24年4月18日にベトナム社会主義共和国政府との間で交換が完了した「看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する書簡」に基づき入国する者であって、受入事業所によって雇用される者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、受入事業所を運営する法人のうち、市長が適当と認めた者と

する。ただし、補助対象者が市税を滞納している場合は、補助の対象としない。

(補助対象となる範囲並びに補助金額)

第4条 補助対象となる範囲並びに補助金額は、次の表の当該区分に該当する経費について、当該年度の4月1日から3月31日までに対象事業を実施し、支払いが完了した経費とする。

補助対	 補助対象経費	補助金額	 補助対象期間
象事業		加好业积	
居住費	外国人介護職員の居住費	1人あたり上限月額	外国人介護職員を雇
	(共益費含む。)とし	1万円	用した日から、雇用
	て、受入事業所が負担し	ただし、外国人留学	した日の属する月か
	た経費	生については、補助	ら起算して6月後の
	※外国人留学生について	対象経費が1人あた	月末まで
	は、神奈川県の外国人留	り月額3万円を超え	
	学生奨学金等支給支援事	る場合とする。	
	業費補助の対象となる経		
	費		
生活必	外国人介護職員を新たに	1人あたり上限5万	外国人介護職員を雇
需品費	受入れるにあたって必要	円	用した日の属する月
	な費用として、受入事業		の前月から、雇用し
	所が負担した経費(消耗		た日の属する月から
	品費、教材費、備品購入		起算して6月後の月
	費等)であって、市長が		末まで
	必要と認めた経費(消費		
	税及び地方消費税を除		
	⟨∘)		

2 前項の規定に関わらず、外国人介護職員又は受入事業所が、国、県又は民間団体 等から同様の経費について補助金等(神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分) 事業費補助金を除く。)の交付を受けている又は受けることを予定している場合は、 補助の対象としない。

(交付の申請手続)

第5条 補助金の交付を申請しようとする受入事業所を運営する法人の代表者は、規 則第3条の規定により、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金交付申請書(第 1号様式)」(以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、市長が別に定める期 限までに提出しなければならない。この場合において、規則第3条第2項第2号に 定める収支予算書又はこれに代わる書類は、省略できるものとする。

- 2 前項の申請書に添付する関係書類は次のとおりとする。
- (1) 外国人介護職員受入支援事業補助金內訳書(交付申請用)(第2号様式)
- (2) 外国人介護職員受入支援事業補助対象者個票(交付申請用)(第3号様式)
- (3) 在留カードの写し
- (4) 外国人技能実習生については、技能実習計画書及び技能実習計画認定通知書 の写し
- (5) 特定技能外国人ついては、特定技能外国人支援計画書の写し
- (6)経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者については、マッチングの成立したことが確認できる書類の写し
- (7) 外国人介護職員との関係を示す証明書等(雇用契約書等)
- (8) 居住費については、家賃等の金額が確認できる書類(賃貸借契約書の写し等)
- (9) 生活必需品については、品名及び金額が確認できる書類(見積書等)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査した うえで、交付の可否を決定し、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金交付決 定通知書(第4号様式)」(以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に 通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定をした場合において、事業を適切に行わせるため、当該申請者に対し、補助金の使途についての調査若しくは必要な指示又は条件を付すことができる。

(事業着手届の省略)

第7条 本補助金において、規則第5条第1項に基づく事業着手届の提出は、同項た だし書の規定により省略するものとする。

(事業の計画変更)

- 第8条 第6条の規定による交付の決定を受けた後、事業内容に変更があったときは、 「藤沢市外国人介護職員受入支援事業計画変更承認申請書(第5号様式)」に、次 に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次条に掲げる軽 微な変更を除く。
 - (1) 外国人介護職員受入支援事業補助金內訳書(交付申請用)(第2号様式)
 - (2) 外国人介護職員受入支援事業補助対象者個票(交付申請用)(第3号様式)
 - (3) その他市長が必要と認める書類

(軽微な変更)

- 第9条 前条に定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
 - (1)補助対象経費総額の20%以内の変更(交付決定額の変更を伴わないものに限る。)
 - (2) 補助金交付の目的の達成に支障をきたすことのない事業計画の細部の変更

(事業の計画変更の決定)

第10条 市長は、第8条の規定による事業の計画変更の申請があったときは、その 内容を審査したうえで、承認の可否を決定し、「藤沢市外国人介護職員受入支援事 業計画変更承認決定通知書(第6号様式)」により、申請者に通知するものとする。

(事業の完了届及び実績報告)

- 第11条 第6条の規定による交付の決定を受けた者は、当該年度内に事業を完了させ、事業完了後、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業完了届兼実績報告書(第7号様式)」(以下「実績報告書」という。)に関係書類を添えて、市長が別に定める期限までに提出しなければならない。この場合において、規則第8条第1項第2号に定める収支決算書又はこれに代わる書類は、同条第2項の規定により省略できるものとする。
- 2 前項の実績報告書に添付する関係書類は次のとおりとする。
- (1) 外国人介護職員との雇用契約書
- (2) 外国人介護職員受入支援事業補助金內訳書(実績報告用)(第8号様式)
- (3) 外国人介護職員受入支援事業補助対象者個票(実績報告用)(第9号様式)
- (4)住民票の写し
- (5)居住費及び生活必需品費を申請者が負担したことが確認できる書類(領収書の写し等)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付等)

- 第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、提出された 書類の審査を行い、補助金を交付するものとする。
- 2 前項の規定による補助金を受けようとする者は、別に定める請求書を別に市長が 指定する日までに、市長に提出しなければならない。

(交付の取消及び返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、「藤沢市外国人介護職員受入支援事業交付決定取消通知書(第10号様式)」により、交付額の全部又は一部を取り消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段によって交付を受けたと認められるとき
- (2) 交付決定の内容又はそれに付した条件に違反したとき
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市外国人介護職員受入支援事業補助金 の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和9年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。